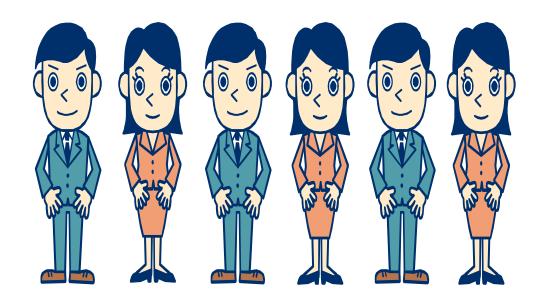
## 事業主の皆さまへ

# 雇用を増やした企業に対する 税制優遇制度が創設されました

従業員数の増加1人あたり 20万円

の税額控除を受けられます



- 「雇用促進計画」をハローワークに提出し、**1年間で5人以上** (中小企業は2人以上)、かつ、10%以上従業員数を増加させた 事業主に対する税制優遇制度が創設されました。
  - 従業員数の増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます。
- ※ 税額控除を受けるためには、従業員数の増加のほかにも一定の要件を満たす 必要があります(裏面をご覧ください)。

#### 1 税制優遇制度の概要

- ◆ 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)(※1)において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、雇用増加割合(※2)10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除(※3)が受けられます。
  - ※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
  - ※2 雇用増加割合 = <u>適用年度の雇用者増加数</u> 前事業年度末日の雇用者総数
  - ※3 当期の法人税額の10% (中小企業は20%) が限度になります

#### 2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ◆ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ◆ 適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額(※1)以上であること
- ◆ 風俗営業等(※2)を営む事業主ではないこと
  - ※1 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%
  - ※2 風俗営業及び性風俗関連特殊営業

### 3 事務手続

- 1. 事業年度開始後2カ月以内(※1)に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワーク(※2)へ提出してください。 →ハローワークが、従業員の新規採用を支援します。
- 2. 事業年度終了後2カ月以内(個人事業主については3月15日まで)に、 ハローワーク(※2)で雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。確認を求めてから返送まで約2週間(4~5月は1カ月程度)を要しますので、確定申告期限に間に合うようご留意ください。
- 3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に 申告してください。
  - ※1 なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、10月31日までに提出してください。
  - ※2 事業主の主たる事業所(連結納税制度を適用している法人の場合は、連結親法 人の主たる事業所)の所在地を管轄するハローワークを指します。

雇用促進計画の作成・確認などについては、本社・本店を管轄する労働局又はハローワークまで、 税額控除制度については、最寄りの税務署までお問い合わせください。